

令和8年度の保険料について

- 令和8年4月から
- ・均等割保険料が変更となります (後期高齢者組合員保険料は変更なし)
 - ・「子ども・子育て支援納付金分」が新設されます

■ 均等割保険料 (1人月額)

甲種組合員 (会 員)	9,600円	(医療給付費等分3,400円+前期高齢者納付金等分1,200円+後期高齢者支援金等5,000円)
乙種組合員 (従業員)	13,600円	(医療給付費等分7,400円+前期高齢者納付金等分1,200円+後期高齢者支援金等5,000円)
家族 (甲種・乙種共)	9,600円	(医療給付費等分3,400円+前期高齢者納付金等分1,200円+後期高齢者支援金等5,000円)

変更前

甲種組合員 (会員)
9,100円

- ・医療給付費等分 : 3,400円
- ・前期高齢者納付金等分 : 600円
- ・後期高齢者支援金等 : 5,100円

変更後

乙種組合員 (従業員)
13,100円

- ・医療給付費等分 : 7,400円
- ・前期高齢者納付金等分 : 600円
- ・後期高齢者支援金等 : 5,100円

家族 (甲種・乙種共)
9,100円

- ・医療給付費等分 : 3,400円
- ・前期高齢者納付金等分 : 600円
- ・後期高齢者支援金等 : 5,100円

前期高齢者納付金等分は、当初算定額は1,600円でしたが、子育て支援等対策事業に対する国からの補助金が交付されることから、600円に減額されました。未就学児分は国からの補助金、未就学児以外分は組合の剰余金を財源として減額されています。

■ 介護保険料 (介護保険第2号被保険者・40歳以上65歳未満の方)

1人月額 **5,200円**

変更なし

5,200円

■ 子ども・子育て支援納付金分

(令和8年4月1日時点で18歳以上の方) 1人月額

600円

新設

※ 制度の詳細は別添チラシをご確認ください

■ 事業所得割保険料 (甲種組合員 ・ 後期高齢者組合員)

前年または前事業年度の医業収入総額に対して **8/1,000** を賦課

但し、**年間 50万円** を頭打ちとする

※上記方法で算定された額が年額となり、12で除した額を毎月徴収する

変更なし

保険料納付方法について

本組合では、乙種組合員及び家族の分を含めた事業所全体の保険料を、甲種組合員または後期高齢者組合員の銀行口座から、引去りにて徴収しております。事業主の方は、引去日が近づきましたら、口座の残高にご注意ください。

また、毎月の保険料は、前月末締めของ当月引去りとなっております。（例：2月分保険料は、1月末時点の加入状況を基に計算され、2月に引去られます）
締め後の加入・資格喪失等に関しては翌月以降の引去りで調整いたします。

月の途中での加入・資格喪失の場合

保険料は月の途中での加入であっても、加入した月から1ヶ月分の保険料が発生します。（日割り計算はありません。）

ただし、月の途中での資格喪失*の場合、その月の保険料はいただきません。（資格喪失日の前日までは本組合の資格を使用して医療を受けることができます。）

※資格喪失日とは

【退職の場合】

資格喪失日 = 退職日の翌日

【他保険加入の場合】

資格喪失日 = 次の健康保険加入（予定）日

介護保険料について

40歳になる誕生月から均等割保険料に上乗せされます。

65歳になる誕生月からは、納付先がお住まいの市町村に切り替わりますので、本組合からは徴収されなくなります。

ただし、誕生日が1日の場合は、40歳になる誕生月の前月から均等割保険料に上乗せされ、65歳になる誕生月の前月から本組合からの徴収がなくなります。

子ども・子育て支援納付金分について（令和8年度新設）

4月1日時点で18歳以上の方の均等割保険料に上乗せされます。

例) 令和8年4月1日までに18歳になる方 → 令和8年4月から上乗せ

令和8年4月2日～令和9年4月1日に18歳になる方

→ 令和9年4月から上乗せ

産前産後の保険料免除について

産前産後期間相当分（出産（予定）月の前月から出産（予定）月の翌々月までの計4ヶ月分）の保険料が届出により免除されます。

詳細は本組合ホームページ等をご確認ください。